

仕 様 書

1-1. 件名

保険料率改定の周知用リーフレット作成業務

1-2. 納品場所・納入期限

○納品場所：別紙1「納品先一覧」のとおり

○納入期限：令和6年6月7日（金）

1-3. 委託業務内容及び部数

○保険料率改定の周知リーフレット … 計470,000部

	作業名	内容	枚数	部数/枚	計
①	保険料率改定の周知用リーフレット印刷	A 4 縦両面カラー	2 枚	177,000 部	354,000 部
		B 5 縦両面カラー	2 枚	58,000 部	116,000 部
②	保険料率改定の周知用リーフレットの折り込み	A 4 版の巻き三つ折り	—	—	354,000 部
		B 5 版の巻き三つ折り	—	—	116,000 部
③	仕分け発送	保険料率改定の周知用リーフレットを市町村等へ搬入		—	470,000 部

※①は委託者が4月下旬頃に提供するデータ（Microsoft PowerPoint pptx 形式）により印刷する。

データを提供した後、文言等の軽微な変更が生じた場合、受託者がデータ修正を行うものとする。

※紙質は普通紙とする。

※納品先については市町村の要望により変更となる場合がある。その場合は、直ちに委託者は変更後の住所を受託者へ報告するものとする。

※部数の配分については変動することがある。

※市町村等ごとの納入時期は別途、委託者が提示し、受託者は納入時期の早い市町村等から順次、納入する。

1-4. その他

(1) 本委託業務は、印刷から成果品を市町村等に搬入するまでを一式一括して委託するものとする。

(2) 本委託業務は、部数については若干変動することがあるが、その場合の価格の見直しは行わないものとする。ただし、著しい変動がある場合においては、その都度、協議の上、価格の見直しを行うものとする。

- (3) 受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のない項目について疑義があるときは、広域連合と協議の上、業務を遂行するものとする。
- (4) 製品作成について特許等がある場合は、受託者がその責任を負うこととする。
- (5) 納入期限より前にテスト品の納品を必要とし、不備があった場合は合格までテストを行うこととし、これに伴う費用は受託者が負担することとする。

納入先一覧

	郵便番号	住所	部数				
			A4版	折り込み	B5版	折り込み	
1	青森市	030-0801	封入封緘業務委託業者へ納品(予定)				
			94,000	○			
2	弘前市	036-8551	青森県弘前市大字上白銀町1-1	60,000	○		
3	八戸市	031-8686	青森県八戸市内丸1-1-1			79,000	○
4	黒石市	036-0396	青森県黒石市大字市ノ町11-1	11,400	○		
5	五所川原市	037-8686	青森県五所川原市字布屋町41番地1	20,600	○		
6	十和田市	034-8615	青森県十和田市西十二番町6-1			22,000	○
7	三沢市	033-8666	青森県三沢市桜町1-1-38 国保年金課高齢者医療係	11,600	○		
8	むつ市	035-8686	青森県むつ市中央1丁目8-1	20,400	○		
9	つがる市	038-3192	青森県つがる市木造若緑61-1	13,600	○		
10	平川市	036-0104	青森県平川市柏木町藤山25-6	12,200	○		
11	平内町	039-3393	青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63	4,600	○		
12	今別町	030-1502	青森県東津軽郡今別町大字今別字今別167	1,800	○		
13	蓬田村	030-1211	青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3	1,200	○		
14	外ヶ浜町	030-1393	青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2	3,200	○		
15	鱒ヶ沢町	038-2792	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地	5,000	○		
16	深浦町	038-2324	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2	4,700	○		
17	西目屋村	036-1492	青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57	800	○		
18	藤崎町	038-3892	青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田1-1	5,600	○		
19	大鰐町	038-0292	青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3	4,800	○		
20	田舎館村	038-1113	青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1	3,200	○		
21	板柳町	038-3692	青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井239-3	6,000	○		
22	鶴田町	038-3595	青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1	5,200	○		
23	中泊町	037-0392	青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地	5,600	○		
24	野辺地町	039-3131	青森県上北郡野辺地町字野辺地123-1	5,800	○		
25	七戸町	039-2792	青森県上北郡七戸町字森ノ上131-4	7,000	○		
26	六戸町	039-2392	青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60	4,000	○		
27	横浜町	039-4145	青森県上北郡横浜町字寺下35	2,000	○		
28	東北町	039-2492	青森県上北郡東北町塔ノ沢山1-94 東北支所	6,800	○		
29	六ヶ所村	039-3212	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475	3,000	○		
30	おいらせ町	039-2192	青森県上北郡おいらせ町中下田135-2	7,400	○		
31	大間町	039-4601	青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4	1,800	○		
32	東通村	039-4292	青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5-34	2,800	○		
33	風間浦村	039-4502	青森県下北郡風間浦村大字易間字大川目28-5	1,000	○		
34	佐井村	039-4711	青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20	1,000	○		
35	三戸町	039-0198	青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43	5,200	○		
36	五戸町	039-1513	青森県三戸郡五戸町字古館21-1			7,800	○
37	田子町	039-0292	青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平81	2,800	○		
38	南部町	039-0595	青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山91-1	7,800	○		
39	階上町	039-1201	青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87			4,400	○
40	新郷村	039-1801	青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10			1,500	○
41	広域連合	030-0801	青森県青森市新町2丁目4番1号	100	○	1,300	○
				折り込み有	36		6
				" 無			
合計			470,000	354,000		116,000	

後期高齢者医療制度ご加入の皆さまへ

保険料の決まり方(保険料率等)が変わりました

後期高齢者医療制度の保険料は、各都道府県の広域連合が2年ごとに定める保険料率(均等割額、所得割率)をもとに決めることとなっています。

青森県後期高齢者医療広域連合では、医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い、下記のとおり令和4・5年度の保険料率の一部を引き上げることとしました。

納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。被保険者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解のほどをお願いします。

1

均等割額

被保険者全員が納める額

令和2・3年度 44,400円 ⇒ 令和4・5年度 44,400円(据置)

変更点

2

所得割率

所得に応じて納める額を決める率

令和2・3年度 8.30% ⇒ 令和4・5年度 8.80%

3

賦課限度額

1年間の上限額

令和3年度 64万円 ⇒ 令和4年度 66万円

保険料の決まり方(年額)

均等割額

被保険者全員
が納める額
44,400円

+

所得割額

所得に応じて納める額
(前年の総所得金額等
-43万円)×8.80%

=

保険料

限度額66万円
(100円未満切り捨て)

※裏面もご覧ください

保険料の軽減措置

均等割額の軽減

○同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額が7割、5割、2割軽減されます。

被用者保険の被扶養者であった方の軽減

○均等割額が5割軽減されます。(資格取得後2年間)

※元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、より高い7割軽減が受けられます。

○所得割額の負担はありません。

口座振替を利用しましょう

保険料を納付書で納めている方には、納め忘れがなく、納めに出向く手間も省ける口座振替をお勧めします。納入通知書、通帳及び届出印をお持ちになり、市町村の担当窓口または金融機関でお申し込みください。

また、国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者に切り替わった方で、引続き口座振替を希望する場合も、改めての手続きが必要です。

窓口負担割合2割の施行について

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担3割)を除き、医療費の窓口負担割合が1割から2割へ変更となります。

2割負担に変更となる方には、7月中旬以降「事前のお知らせ」をお送りする予定です。(現時点では判定できないため、お問い合わせはご遠慮ください。)

また、窓口負担割合が変更になった「新しい被保険者証」は9月にお送りします。古い被保険者証は10月1日から回収しますのでご協力ください。

なお、2割負担の対象となる方には、10月1日から3年間、外来の月々の負担増加額が最大でも3,000円に収まる配慮措置が導入されます。医療費の払い戻しが発生した際に迅速に支給できるよう、口座登録が無い方には、8月下旬以降、「口座登録用紙」を送付しますので、お早めに申請してください。

お問い合わせ先

お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課 または
青森県後期高齢者医療広域連合 (TEL 017-721-3821)
〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階

令和6年度の後期高齢者医療制度の保険料額の見直しについて

現時点では中身となる文書の調整中であり、文字や図のサイズ・改行・配色等は今後調整予定

後期高齢者医療制度の保険料は、2年に一度、保険料額の見直しが行われます。

令和6年度の保険料については、

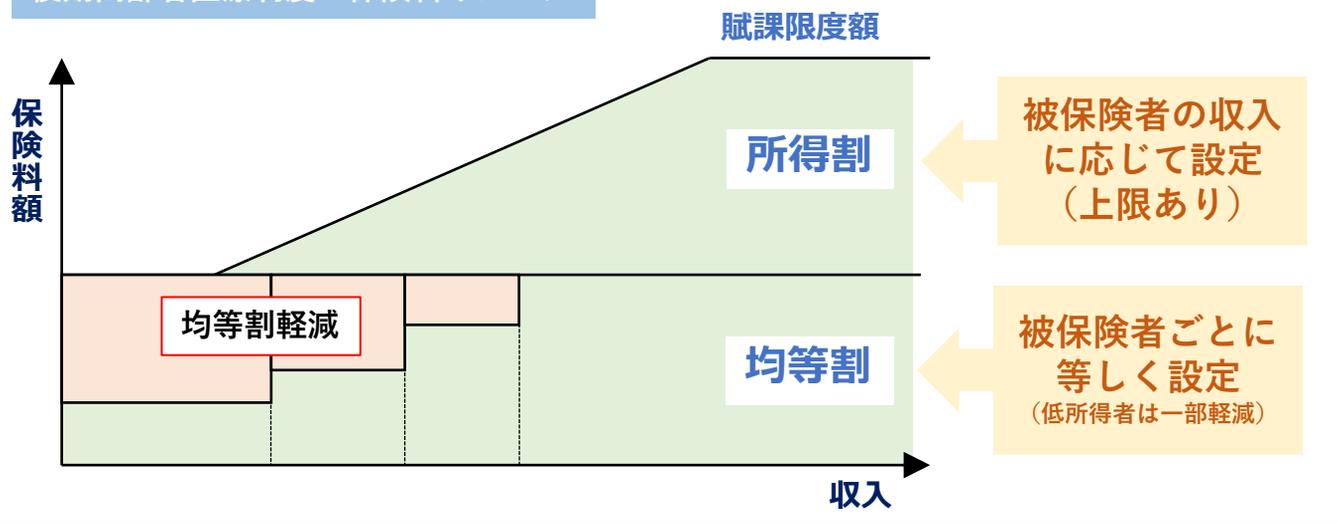
・少子高齢化による人口構成の変化や、医療費の変動による影響のほか、

・**後期高齢者医療制度の見直しによって、これまでの負担内容から変わった点があります。**

後期高齢者医療制度の見直しによる影響について、

見直しの背景や、**主なポイント**、**どのような人が対象になるのか**など、次のページ以降ご説明いたします。

後期高齢者医療制度の保険料イメージ



保険料の見直しに関するお問い合わせは

都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、

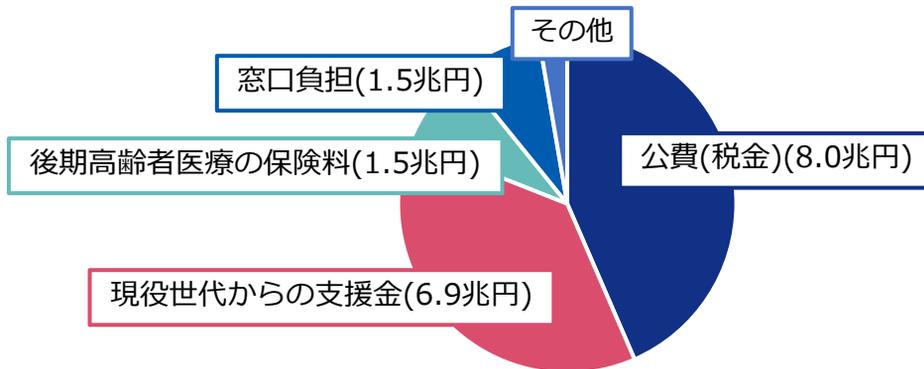
厚生労働省コールセンター(0120-000-000)(**現在調整中**)にお問い合わせください。

※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

見直しの背景

- 少子高齢化が進み、75歳以上の後期高齢者は毎年増えており、高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。
- 後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割は現役世代が負担する支援金でまかなわれており、**高齢者医療費の増加に伴って、今後も現役世代の負担は拡大していく見通し**です。

後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円)※令和4年度予算ベース



医療費の伸びの実績のグラフ等を追加予定

- このような中、**全ての国民が、年齢に関わりなく、その能力に応じて医療保険制度を公平に支え合う**ことが重要となります。
- このような考えに基づき、昨年、後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、令和6年4月から新制度が始まりました。
 - 高齢者の保険料の伸びを現役世代の支援金の伸びに合わせる見直し
 - 出産育児一時金の費用を後期高齢者も支えていく仕組みの導入
- **今回の保険料の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくために行われます。**